

第3章 保健医療圏と基準病床数

1 保健医療圏

すべての県民が住み慣れた地域で健康に生活していくためには、誰もが必要なときに身近なところで適切な保健医療サービスを受けられることが求められます。

保健医療計画では、こうした県民のニーズに対応するため、保健医療資源の適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能の分担と連携を推進し、身近で頻度の高い医療から高度・専門的な医療の確保まで県民に適切な保健医療サービスを提供していくための地域単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定しています。

(1) 保健医療圏の設定

ア 一次保健医療圏

地域住民の日常的な疾病や外傷等の診断・治療及び疾病の予防、健康管理など、身近で頻度の高い保健サービスやかかりつけ医によるプライマリ・ケアの推進を図る地域的単位であり、市町村を単位とします。

イ 二次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域）

高度・特殊な医療サービスを除く一般の医療の需要に対応するために設定する地域的単位であり、病院の病床の整備など入院医療確保を図る地域的単位です。平成元年の保健医療圏の設定から、現行の圏域に基づく各種の保健医療施策が展開されてきています。

平成19年3月に実施した「国保レセプト調査」の結果からみられるように、当該圏域に属する住民の受療行動が、その圏域でほぼ完結しており、保健医療圏域として独立性があります。このため、当該区域を引き続き二次保健医療圏として設定します。

ウ 三次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第11号に規定する区域）

一次及び二次の保健医療体制との連携のもとに特殊な診断や治療を要する高度・専門的な保健医療サービスを提供する地域的単位であり、沖縄県全域を区域として設定します。

表3-1-1 二次保健医療圏の設定

圏域名	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
北部保健医療圏 1市1町7村	名護市 本部町 国頭村 伊江村 大宜味村 伊平屋村 東村 伊是名村 今帰仁村	102,483	704.27
中部保健医療圏 3市3町5村	宜野湾市 金武町 中城村 沖繩市 読谷村 うるま市 嘉手納町 恩納村 北谷町 宜野座村 北中城村	464,371	365.40
南部保健医療圏 5市5町6村	那覇市 西原町 栗国村 八重瀬町 浦添市 与那原町 渡名喜村 糸満市 南風原町 南大東村 豊見城市 渡嘉敷村 北大東村 南城市 座間味村 久米島町	688,706	387.05
宮古保健医療圏 1市1村	宮古島市 多良間村	54,863	226.41
八重山保健医療圏 1市2町	石垣市 竹富町 与那国町	51,171	591.97
県全域	11市 11町 19村	1,361,594	2,275.10

資料：平成17年国勢調査、国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（平成18年10月1日現在）

(2) 保健医療圏における医療充足率

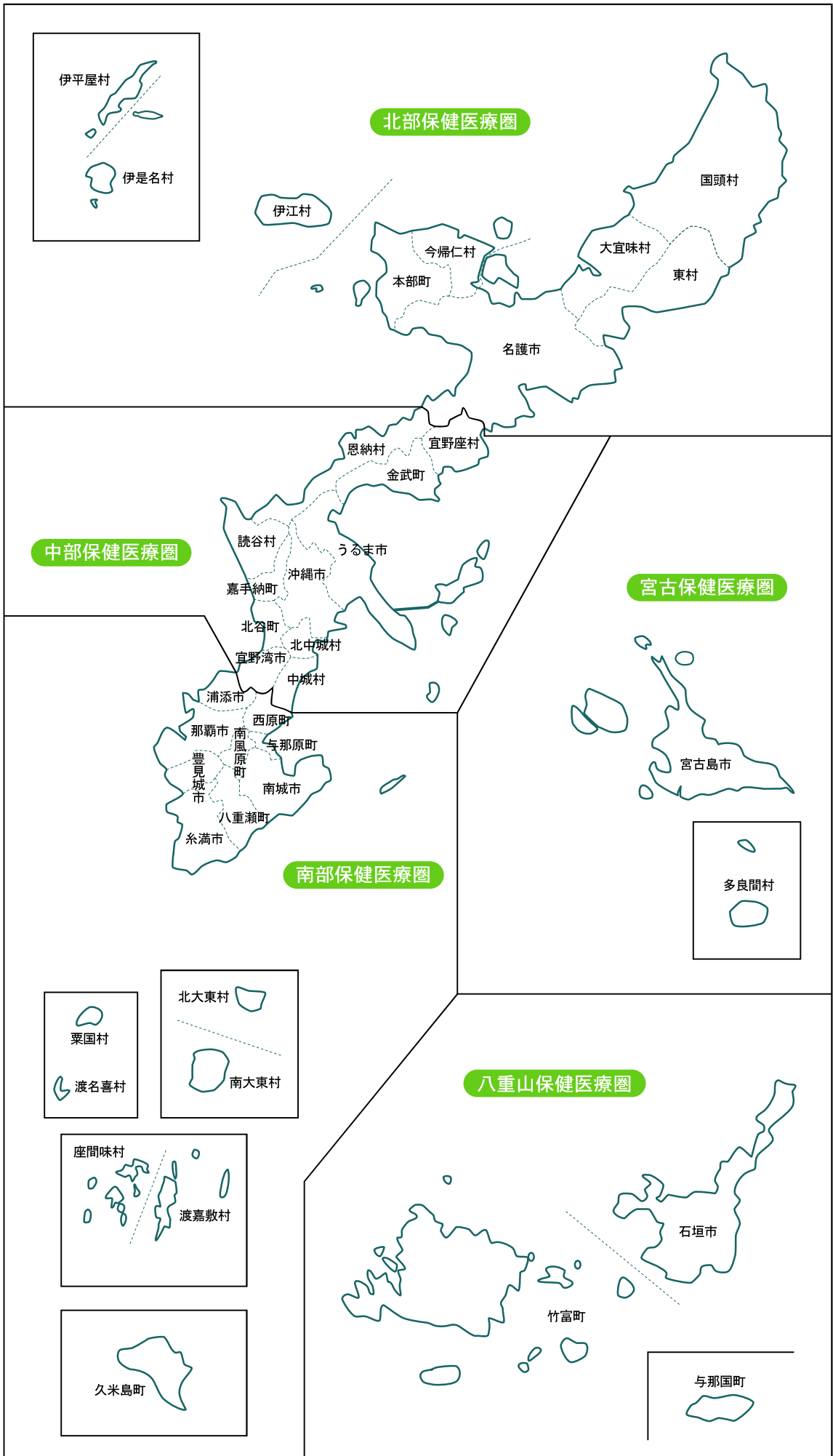
平成19年3月に実施した「国保レセプト調査」によると、現在の二次保健医療圏内充足率は、北部で入院75.2%、外来89.7%、中部で入院81.2%、外来86.5%、南部で入院90.3%、外来95.5%、宮古で入院77.7%、外来95.2%、八重山で入院80.8%、外来93.9%となり、どの保健医療圏においても入院ならびに外来の圏内充足率は高く、二次保健医療圏としてのまとまりがみられます。

表3-1-2 市町村及び保健医療圏における医療充足率

市町村	入 院		外 来	
	地元充足率	圏内充足率	地元充足率	圏内充足率
名護市	69.9	78.5	90.3	90.6
国頭村		68.0	36.5	91.0
大宜味村		75.5	24.3	91.1
東村		58.8	12.4	89.8
今帰仁村	8.7	80.8	28.5	91.4
本部町	41.7	81.8	27.2	91.2
伊江村		69.2	39.7	86.8
伊平屋村		22.9	58.2	62.3
伊是名村		20.0	54.3	63.4
北部保健医療圏	-	75.2	-	89.7
宜野湾市	30.0	50.3	51.8	62.7
沖縄市	56.2	88.7	80.3	93.8
うるま市	45.8	91.8	50.5	95.7
恩納村		87.3	23.7	84.9
宜野座村	26.9	60.3	35.7	68.3
金武町	21.7	85.7	22.1	90.6
読谷村		88.4	40.2	92.9
嘉手納町	15.8	79.8	18.8	91.3
北谷町	11.5	83.1	28.8	88.0
北中城村	9.9	80.2	9.1	86.7
中城村	30.6	69.9	29.1	66.2
中部保健医療圏	-	81.2	-	86.5
那覇市	48.3	93.6	74.4	97.0
浦添市	52.4	85.2	69.8	92.3
糸満市	48.0	96.4	61.4	98.0
豊見城市	38.6	95.9	50.4	97.9
南城市	16.6	87.3	18.7	94.8
西原町	8.7	54.1	40.8	81.4
与那原町	20.8	82.0	47.3	89.9
南風原町	36.7	93.1	34.6	96.5
渡嘉敷村		40.0	33.2	91.7
座間味村		100.0	56.0	94.6
粟国村		80.0	48.9	97.6
渡名喜村		100.0	35.7	97.9
南大東村		75.0	55.8	94.8
北大東村		80.0	73.1	99.0
久米島町	25.1	85.2	74.0	96.9
八重瀬町	21.6	96.9	21.5	98.0
南部保健医療圏	-	90.3	-	95.5
宮古島市	77.9	77.9	95.4	95.4
多良間村		71.4	60.9	87.6
宮古保健医療圏	-	77.7	-	95.2
石垣市	83.3	83.3	94.6	94.7
竹富町		76.1	47.8	92.8
与那国町		40.0	59.4	80.4
八重山保健医療圏	-	80.8	-	93.9

資料：平成19年 県福祉保健部「国保レセプト調査報告書」

图3-1-1 二次保健医療圏概略図



2 基準病床数

基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を促進することを目的として、医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき定めるものです。

病院及び診療所の療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、療養病床と一般病床を合わせて二次保健医療圏ごとに定めます。また、精神病床、結核病床及び感染症病床に係る基準病床数は、県全域で定めます。

本計画で定めた基準病床数により、いわゆる病床過剰地域における病院及び診療所の開設、増床、病床の種別の変更に関しては、開設の中止、増床数の削減等の知事の勧告の対象となります。

(1) 療養病床及び一般病床

表3-2-1 療養病床及び一般病床

二次保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	既存病床数	
			一般	療養
北部	608	1,044	548	496
中部	3,143	3,784	2,486	1,298
南部	5,404	6,736	4,675	2,061
宮古	463	585	359	226
八重山	243	446	358	88
合計	9,861	12,595	8,426	4,169

注：既存病床数は平成19年3月31日現在

(2) 精神病床

表3-2-2 精神病床

県全域	基準病床数	既存病床数
精神病床	4,884	5,610

注：既存病床数は平成19年3月31日現在

(3) 結核病床

表3-2-3 結核病床

県全域	基準病床数	既存病床数
結核病床	44	81

注：既存病床数は平成19年3月31日現在

(4) 感染症病床

表3-2-4 感染症病床

県全域	基準病床数	既存病床数
感染症病床	26	18

注：既存病床数は平成19年3月31日現在